

一宮市地域新電力会社設立支援アドバイザー業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

本市では、民間事業者等と合同出資して、本市環境センターのごみ焼却発電による電気や市内の再生可能エネルギーによる電気を、公共施設等の市内の需要家へ供給することにより、「エネルギーの地産地消」、「二酸化炭素排出量の削減」、「資金の域内循環」を進め、得られる収益等を活用して地域の課題解決に取り組むことを目的とする地域新電力会社を設立します。

地域新電力会社を設立するにあたり、地域新電力会社の事業運営を中心となって担うパートナー事業者の募集・選定や、参画事業者との協議・調整、事業計画の作成等の設立準備事務を行うアドバイザー業務委託事業者を募集します。

本件は、アドバイザー業務委託事業者の募集にあたって、価格面だけでなく実施方法等を考慮し総合的に判断して委託事業者を決定するため、企画提案を求めるものです。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

一宮市地域新電力会社設立支援アドバイザー業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の内容

一宮市地域新電力会社設立支援アドバイザー業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりです。

(3) 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結の日から令和5年3月31日までとします。

(4) 提案見積限度額

20,680,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、契約金額を示すものではありません。また、提案見積金額は、この提案見積限度額を超えてはならないものとします。令和3年度の支払限度額は、6,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）です。

なお、提案見積金額が、この金額を超えて提案書が提出された場合は「失格」とし、提案内容の評価は行いません。

3 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たすものです。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 令和3年度の入札参加資格審査申請に基づき作成された物品の製造及び購入等に係る一宮市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 一宮市建設工事等請負業者指名停止措置等に関する要領（平成13年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書（平成24年12月18日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (7) 国又は他の自治体と、本業務と同種又は類似の業務について、実績を有すること。
- (8) 地域新電力会社の設立に当たってパートナー事業者として応募する者ではないこと、またはパートナー事業者として応募する者と資本面もしくは人事面に密接な関係がある者ではないこと。

4 選定方法等

(1) 選定方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を前提とした、公募型プロポーザル方式により、本件にかかるプロポーザル提案審査会を設置し、随意契約の候補者を選定します。

(2) スケジュール（スケジュールは変更する場合がある）

内容	日時等
プロポーザル参加募集の公告	令和3年10月20日（水）
プロポーザル参加申込書の提出期限	令和3年10月28日（木）正午
質問書の提出期限	
質問に対する回答期限	令和3年11月4日（木）
提案書及び見積書の提出期限	令和3年11月19日（金）正午
審査	令和3年11月25日（木）【予定】
審査結果の通知	令和3年12月上旬以降

5 参加申込み等

(1) 公募方法

一宮市ホームページ (<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/index.html>) に実施要領、プロポーザル参加申込書（様式第1号）（以下「参加申込書」という。）等を掲載し、提案を公募します。

(2) 参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望される事業者は、参加申込書を次のとおり提出してください。

ア 提出書類

参加申込書1部

イ 提出期限

令和3年10月28日（木）正午まで（必着）

ウ 提出先

〒491-0201

一宮市奥町字六丁山52番地 環境センター北館

一宮市環境部環境政策課

エ 提出方法

郵送（受取の記録が残るもの）、電子メール（メールアドレス：kankyoseisaku@city.ichinomiya.lg.jp）又は持参

なお、電子メールで提出する場合、メール送信後にメールの受信確認を必ず行うようにしてください。

(3) 質問

提案書作成に係る質問がある場合は、プロポーザルに関する質問書（様式第2号）により電子メール（メールアドレス：kankyoseisaku@city.ichinomiya.lg.jp）にて、令和3年10月28日（木）正午まで（必着）に提出し、メール送信後にメールの受信確認を必ず行うようにしてください。

なお、電子メール以外の方法による提出は認めません。また、提出が複数回にならないよう、可能な限りまとめて提出してください。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和3年11月4日（木）までに、全ての参加事業者に対して電子メールにより行い、電話及び口頭による個別対応は行いません。

なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書に対する追加又は修正とみなします。

(5) 参加申込み後の辞退

参加申込事業者は、プロポーザル参加辞退届（様式第3号）の提出により、いつでも本プロポーザルへの参加を辞退することができます。なお、これを理由として不利益な取扱いを行いません。

6 提案書等の提出

参加事業者は、プロポーザルの実施にかかる提案書等を作成のうえ、次のとおり提出してください。

(1) 提出方法等

ア 提出書類

提案書（様式任意）10部

見積書（様式任意）1部

提案書・見積書を記録したCD-R等の電子媒体

イ 提出期限

令和3年11月19日（金）正午まで（必着）

ウ 提出先

〒491-0201

一宮市奥町字六丁山52番地 環境センター北館

一宮市環境部環境政策課

エ 提出方法

郵送（受取の記録が残るもの）又は持参

(2) 提案書（様式任意）の作成

次のア～オについて、原則として日本産業規格A4判横置き横書き・上綴じで作成してください。概念図等がある場合には、日本産業規格A3判折込みも可とします。

提案書のページ数に制限はありませんが、ア～オの順に可能な限り簡潔にまとめてください。また、提案書の表現については、専門的な知識を有しない者でも理解できるようにしてください。

ア 会社概要

会社名、資本金、社員数、本社所在地、支店所在地、財務状況、直近の事業年度総売上高等、ついて記載してください。パンフレット等がある場合は、パンフレット等の提出で代用可とします。

また、ISO9001、ISO14001、ISO/IEC27001等に係る取得済みの認証で、本業務の成果に対しプラスになるものについて、取得認証名、取得年月、登録番号、有効期限等を記載してください。なお、後日（契約時に）、認定書・付属書の写し等を求めることがあります。

イ 業務の実績

国又は他の自治体と、本業務と同種又は類似の業務の受託実績について、業務名、業務の概要、成果等を記載し、実績が本業務の成果に対しプラスになる点を提示してください。なお、後日（契約時に）、受託された契約書の写し等を求めることがあります。

ウ 業務実施体制

業務の実施体制を明示し、本業務を実施するにあたり実施体制が有利である点を提示してください。

【例】業務責任者・従事者の実績、本業務に関係する能力、資格等
内・外部の協力体制、他の民間企業等との連携等

エ 実施方針

本市の状況、業務の目的、仕様書の内容を踏まえ、本業務の実施に当たっての基本方針や留意する視点、情報の管理に対する考え、業務スケジュール等について記載してください。

オ 特記仕様に関すること

仕様書の「第3章 特記仕様」について、(ア)～(ク)の順で記載してください。特記仕様以外についても、有益な提案がある場合は記載してください。その場合、(ア)～(ク)のいずれかにあてはめて記載してください。

- (ア) 地域新電力会社の設立に向けた実現可能性調査 【仕様書 第3章1(1)】
- (イ) 地域新電力会社の設立基本方針の検討 【仕様書 第3章1(2)】
- (ウ) パートナー事業者の募集に向けた検討 【仕様書 第3章2(1)】
- (エ) パートナー事業者の選定に係る審査委員会等の各種支援
【仕様書 第3章2(2)】
- (オ) パートナー事業者の審査の実施支援 【仕様書 第3章2(3)】
- (カ) 地域新電力会社設立に係る関係法令の手續等に関する事務
【仕様書 第3章3(1)】
- (キ) 本市と参画事業者との間における協議・調整支援 【仕様書 第3章3(2)】
- (ク) 地域新電力会社の事業計画の作成支援 【仕様書 第3章3(3)】

(3) 見積書(様式任意)

業務履行に要する費用の総額を見積り、内訳を明らかにした上で、見積書を作成してください。

(4) その他

ア 費用負担

提案書等の作成に要する費用は参加事業者の負担とします。

イ 提案書の取扱い

原則、提案書の提出後の提案書の追加及び変更は認めません。

提出された提案書等は一切返却しません。また、選定を行う必要な範囲で提出された提案書等を複製する場合があります。

ウ 秘密の厳守

本プロポーザルにより、知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。

7 審査方法等

(1) 審査方法

新型コロナウイルス感染予防のため、プレゼンテーションは実施せず、提出された提案書による書面審査を実施します。提案書の内容について質疑があった場合、電子メールにて、回答を求めます。

審査の結果、総合評価点の最も高かった者を優先交渉権者とします。なお、それでも決定できない場合は、審査会において協議し、決定します。

(2) 審査結果

審査結果については、令和3年12月上旬以降に参加事業者に書面で通知します。なお、電話等による問い合わせには応じません。

また、審査内容及び他の参加事業者に関する説明要求、審査結果に対する異議申立てには応じません。

8 契約

優先交渉権者は一宮市との間で、契約を締結するための仕様書等の調整を速やかに行い、契約内容を確定します。ただし、協議が成立しない場合は、次順位の優先交渉権者と協議を行います。

9 失格等

次に掲げる事項に該当した場合は、失格又は無効とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 提出期限までに所定の書類を提出しなかった場合
- (3) 審査結果の発表までに本要領に定める参加資格に該当しなくなった場合
- (4) 本実施要領及び仕様書等で定める事項に適合しない場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) 提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

10 プロポーザルに係る事務局等

(1) 担当（事務局）及び提出先

〒491-0201

一宮市奥町字六丁山52番地 環境センター北館

一宮市環境部環境政策課

(2) 電話番号

0586-45-9953（直通）

(3) 電子メール

kankyoseisaku@city.ichinomiya.lg.jp